随意契約結果一覧表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額	契約の相手方を選定した理由	摘　要
森林整備課	立木売払 １９０１	令和7年(2025年) 7月10日	檜山郡上ノ国町字桂岡163番地３ 松前地区林産協同組合	7,700,000	育林事業の確実な実行と負価材となる立木の有効利用の観点から、育林事業と立木買受の両方の資格を持ち、最も有効な利用が図られる事業者にその資源として産物を売払する。 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針　第３節（随意契約）関係 第１項（１９） 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第３節（随意契約）第１項（１９）の適用について	
	立木売払 １００１	令和7年(2025年) 11月 4日	檜山郡上ノ国町字桂岡163番地３ 松前地区林産協同組合	77,000	道有林野の所在する市町村または道有林野の産物搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法（昭和２４年6月1日法律第１８１号）に基づく事業協同組合に育成強化を図る必要があることから、その資源として産物を売払するため。 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針　第３節（随意契約）関係 第１項（１９） 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第３節（随意契約）第１項（１９）の適用について	
	立木売払 ２２０１	令和7年(2025年) 11月 4日	檜山郡上ノ国町字桂岡163番地３ 松前地区林産協同組合	275,000	道有林野産物の道有林野伐採・造林複合協定型森林整備事業実施要領に関する協定に基づき契約の相手方を選定し産物を売払する。 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針　第３節（随意契約）関係 第１項（２） 道有林野における北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)第1項(2)の適用について	